

みやざき未来人材確保・定着事業補助金 Q&A

令和8年6月3日時点

カテゴリ	質問	回答
1	申請・審査 複数の取組を行う場合、取組ごとに申請ができるのか。	取組ごとの申請が可能ですので、複数申請いただくことは可能です。
2	申請・審査 採択された場合、補助金はいつ頃交付されるか。	交付決定後、申請者からの請求書を提出いただいた上で、交付を行います。事業完了後の精算払いとなります。
3	申請・審査 補助金の採択件数はあるか。	採択件数は予算の範囲により異なります。
4	対象経費 これまで取り組んで来た就職説明会に係る経費に充当することは可能か。	これまでの取組の単なる財源振り替えは補助対象外です。
5	対象経費 学生を県内企業でのインターンシップに参加させる際の交通費や、受け入れ企業への協力金に係る経費は補助対象になるか。	特定の個人や個別企業に対する給付経費は補助対象外となります。判断が難しい経費についてはお問合せください。
6	対象経費 県内企業との合同企業説明会や交流会の開催経費は対象になるか。	人件費、会場借上費、設営費、広報宣伝費等が対象となりますが、企業が負担する経費については補助対象経費に含まないよう、ご注意ください。 また、学生向けの交通費補助や参加企業への補助については、特定の個人や個別企業に対する給付とみなされるため、補助対象外となります。
7	対象経費 U・Iターン学生向けの就職支援も対象になるか。	県外出身学生向けの進学説明会や県外での情報提供会の開催費用などが、対象となります。なお、既存の取組への財源振り替えは対象外です。
8	対象経費 就職支援担当者の増員費用は補助対象になるか。	人件費の一部が補助対象となり得ます。ただし、常勤職員の恒常的な人件費ではなく、本補助事業のために新規に配置または増員される担当者、あるいは特定の事業期間に限って増員される場合の費用が考えられます。
9	対象経費 入学者確保のための広告掲載費用は補助対象になるか。	進学情報媒体への広告掲載費用、デジタルマーケティング費用（Web広告、SEO対策など）、魅力的なウェブサイトやSNS運用の費用などのうち、交付決定以降新たに掲載・公開された、本事業の趣旨に沿う内容に係る費用が補助対象経費となります。
10	その他 賃金及び謝金の単価について、上限はあるか。	補助事業者の規程に基づき、業務内容に応じた単価を設定することとし、謝金については、1時間当たり原則3万円以内とさせていただきます。 ただし、例外として3万円を超える単価とする必要がある場合にあっては、補助事業者の諸規程を満たすとともに、業務内容の専門性等を踏まえ、当該者以外では業務内容を満たすことができない場合であって、当該単価を設定した理由と積算の根拠が明らかにされている場合に限り認めます（理由と積算の根拠については、事前に担当部署及び会計部署などの出納担当の承認を得ておくこと。）。
11	その他 事業の一部について、民間企業等に委託して実施しても良いか。	事業の一部について委託をすることは問題ありませんが、その場合、委託に係る経費の具体的な内訳について積算をしてください。 なお、受託業者が民間企業（一般社団法人、一般財団法人等は含まない。）の場合であって、当該企業の社内規程等により受託する事業等に係る一般管理費の割合について直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合（これより低いものとしている場合を含む。）は、当該割合による一般管理経費の計上は可能としますが、別途管理費を重複して計上しないようご注意ください。